

## 大和市条例第13号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の表備考第3項中「定める世帯」の次に「(以下「要保護世帯」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該要保護世帯における支給認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として規則で定めるもの（以下「特定被監護者等」という。）のうち最年長者以外の支給認定子どもの利用者負担額は、これを徴収しない。

別表第1(1)の表備考第3項の表中「15,100  
(7,500)」を「7,550」に改め、「( )は、利用者負担額を半額とした場合の額」を削り、別表第1(1)の表備考第4項中「児童のいる世帯」の次に「(要保護世帯であって、当該世帯の市町村民税の所得割の額が77,101円未満の場合を除く。)」を加え、同表備考中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる世帯（要保護世帯を除く。）であって、当該世帯の市町村民税の所得割の額が77,101円未満の場合の利用者負担額は、支給認定子どもが当該特定被監護者等のうち最年長者である場合は当該支給認定子どもの属する世帯の階層区分に応じた利用者負担額とし、当該最年長者の次に年齢の高い者である場合は当該世帯の階層区分に応じた利用者負担額の半額とし、これら以外の者である場合はこれを徴収しないものとする。

別表第1(2)の表備考中第7項を第9項とする。

別表第1(2)の表備考第6項中「入所等している場合」の次に「(要保護世帯であって、当該世帯の市町村民税の所得割の額が77,101円未満の場合を除く。)」を加え、同項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 8 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる世帯（要保護世帯を除く。）であって、当該世帯の市町村民税の所得割の額が57,700円未満の場合の利用者負担額は、支給認定子どもが当該特定被監護者等のうち最年長者である場合は当該支給認定子どもの属する世帯の階層区分に応じた利用者負担額とし、当該最年長者の次に年齢の高い者である場合は当該世帯の階層区分に応じた利用者負担額の半額とし、これら以外の者である場合はこれを徴収しないものとする。

別表第1(2)の表備考中第5項の次に次の1項を加える。

- 6 支給認定子どもの属する世帯が要保護世帯の場合で、次の表に掲げる階層に認定されたときの利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次の表の階層区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。ただし、当該要保護世帯における特定被監護者等のうち最年長者以外の支給認定子どもの利用者負担額は、これを徴収しない。

(単位：円)

階層区分	利用者負担額（月額）					
	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
C階層における第1階層	4,000	3,900	3,400	3,300	3,300	3,200
C階層における第2階層	5,400	5,300	5,000	4,900	4,700	4,600
C階層における第3階層	6,900	6,700	6,500	6,400	6,000	5,900
C階層における第4階層のうち市町村民税の所得割の額が77,101円未満の世帯	8,300	8,200	8,100	8,000	7,400	7,300

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。